

【表紙】

【発行登録番号】	4 - 外債 3
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 5 月23日
【発行者の名称】	韓国輸出入銀行（The Export-Import Bank of Korea）
【代表者の役職氏名】	方 文圭（Moon-kyu Bang） 銀行長（Chairman and President）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地 小川町メセナビル 4 階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5843-9631
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地 小川町メセナビル 4 階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5843-9631
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	募集
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2022年 5 月31日）から 2 年を経過する日（2024年 5 月30日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1【発行主体】

債券は、1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。以下「輸銀法」という。）および関連する銀行長の承認決定に従い、韓国輸出入銀行（以下「当行」または「発行者」という。）により発行される。

当行は、その業務を遂行するために必要な資金を調達するために、(i)輸銀法第20条に従って輸出入金融債券を発行し、(ii)輸銀法第18条に従って政府および韓国銀行を含む一定の機関から資金を借入れることができる。輸銀法第23条には、当行が輸銀法第18条および第20条に従って借入もしくは債券発行を行う場合の限度額は、払込資本金および準備金の合計額の30倍とする旨の規定がある。債券の発行は、かかる限度の範囲内である。

2【募集要項】

未定

3【利息支払の方法】

未定

4【償還の方法】

未定

5【元利金支払場所】

未定

6【担保又は保証に関する事項】

未定

7【債券の管理会社の職務】

未定

8【債権者集会に関する事項】

未定

9【課税上の取扱い】

未定

10【準拠法及び管轄裁判所】

未定

11【公告の方法】

未定

12【その他】

未定

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

当行は、債券の発行による正味手取金を外貨建貸付の供与ならびに期日到来の債務およびその他の債務の返済を含む一般事業目的に使用する予定である。

第4【法律意見】

発行者の韓国における法律顧問である法務法人 律村から次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- 1．発行登録書の関東財務局長に対する提出は、大韓民国の法律に従って、発行者により適法かつ有効に授權されている。
- 2．発行登録書の関東財務局長に対する提出は、輸銀法または大韓民国のその他の法律のいかなる規定にも違反しない。

第5【その他の記載事項】

未定

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[	自	2020年1月1日	]	2021年6月25日 関東財務局長に提出
		至	2020年12月31日		
会計年度	[	自	2021年1月1日	]	2022年6月30日までに 関東財務局長に提出予定
		至	2021年12月31日		
会計年度	[	自	2022年1月1日	]	2023年6月30日までに 関東財務局長に提出予定
		至	2022年12月31日		

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2022年1月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし